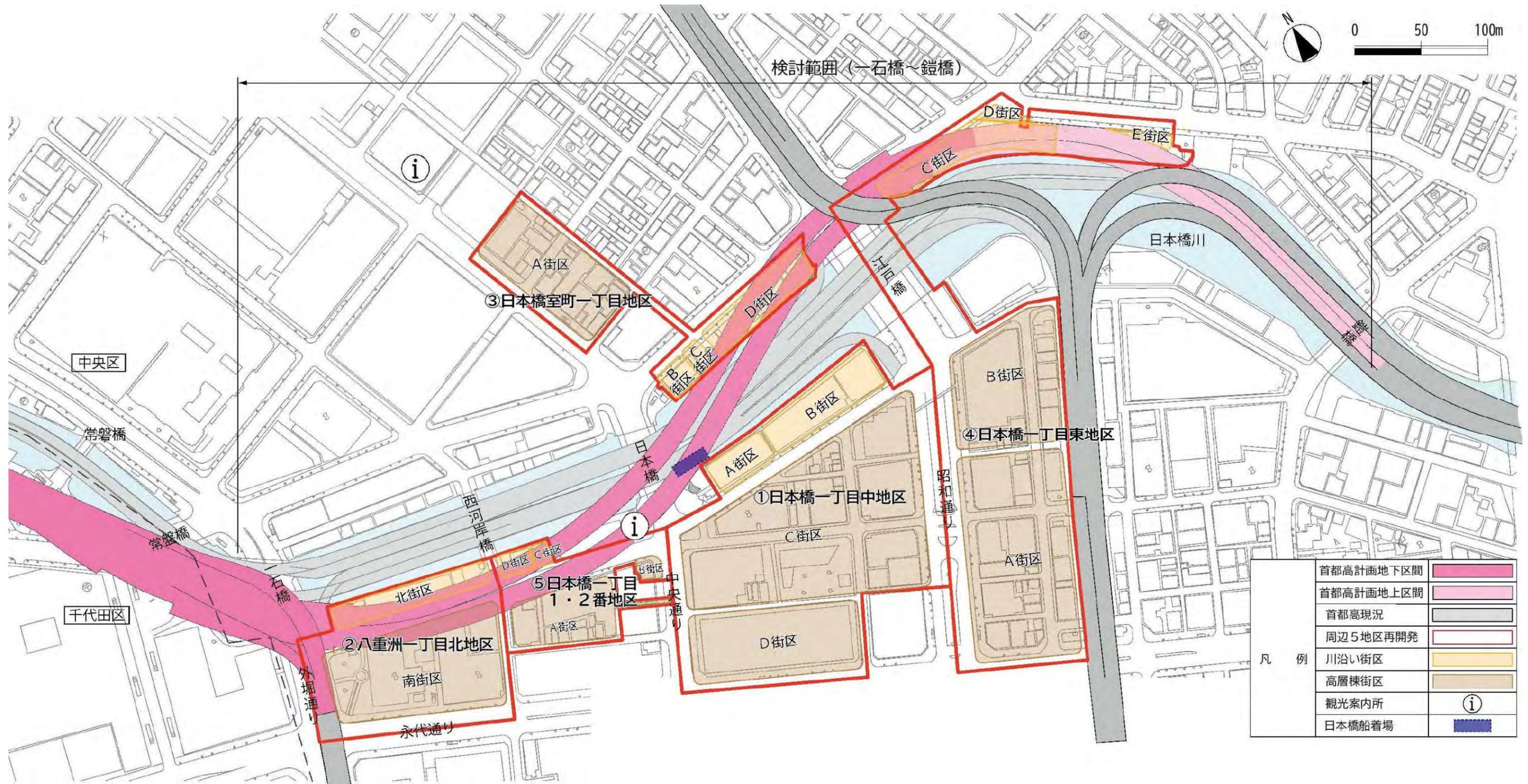


日本橋川周辺における各事業の概要等について

1. 検討範囲と対象事業

本連絡会における検討範囲は、「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン2021(中央区)」の対象エリアを踏まえて、一石橋から鎧橋までとします。

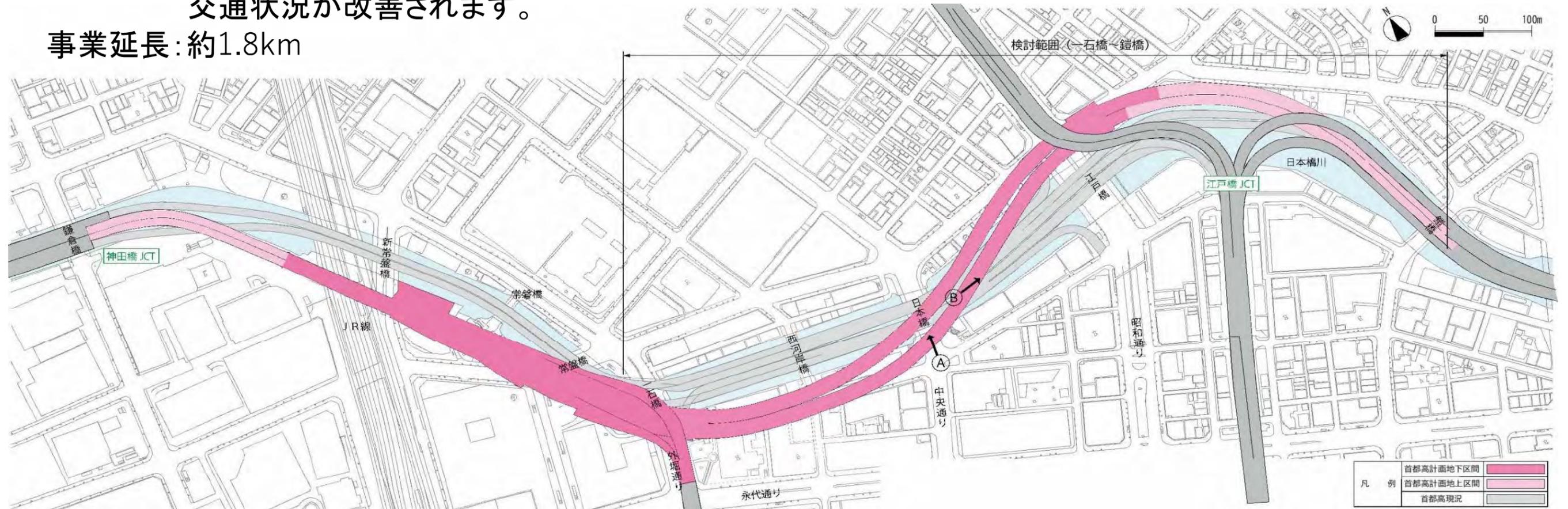
また、対象事業は、(1)首都高日本橋区間地下化事業、(2)日本橋川沿いにおける5地区の市街地再開発事業、(3)各事業に伴う河川関連事業(護岸、船着場、プロムナードなどの整備)等とします。なお、当検討範囲については東京都の「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」にて、耐震・耐水対策の対象範囲となっています。



2. 首都高速道路日本橋区間地下化事業について

事業概要：神田橋JCTから江戸橋JCTまでの区間を地下ルートで整備し、車の走行性の向上や江戸橋JCT周辺の交通状況が改善されます。

事業延長：約1.8km



事業スケジュール

工事着手	令和 2年11月
地下ルート開通	令和17年度予定
高架橋撤去完了	令和22年度予定

現況



将来イメージ

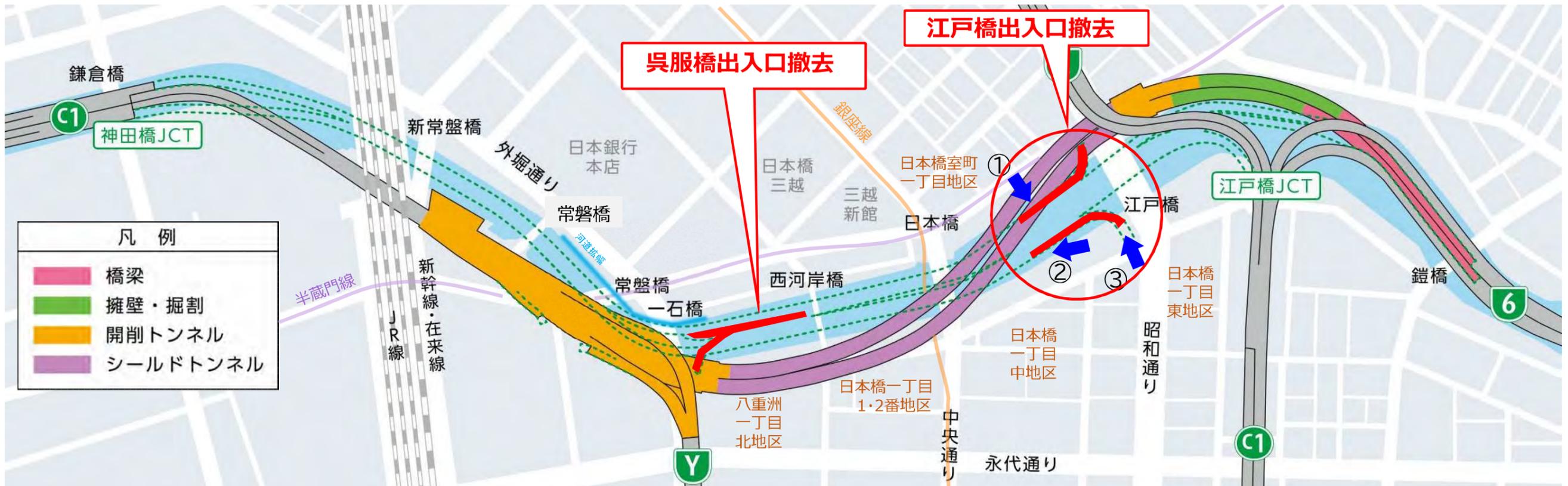


図：首都高速道路日本橋区間地下化事業パンフレット「START！新しい道へ！日本橋へ！」より引用

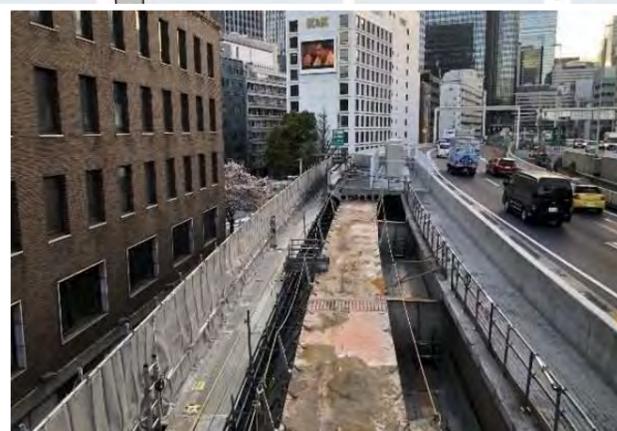
2. 首都高速道路日本橋区間地下化事業について

■事業の進捗状況

- ・令和3年4月に呉服橋・江戸橋出入口撤去工事の足場設置等の準備工に着手し、順次工事を実施中
- ・現在、料金所の撤去が完了し、床板・橋げた等の構造物を撤去中



写真① 出入口撤去工事状況(江戸橋側)



写真② 床版撤去状況(江戸橋入口部)



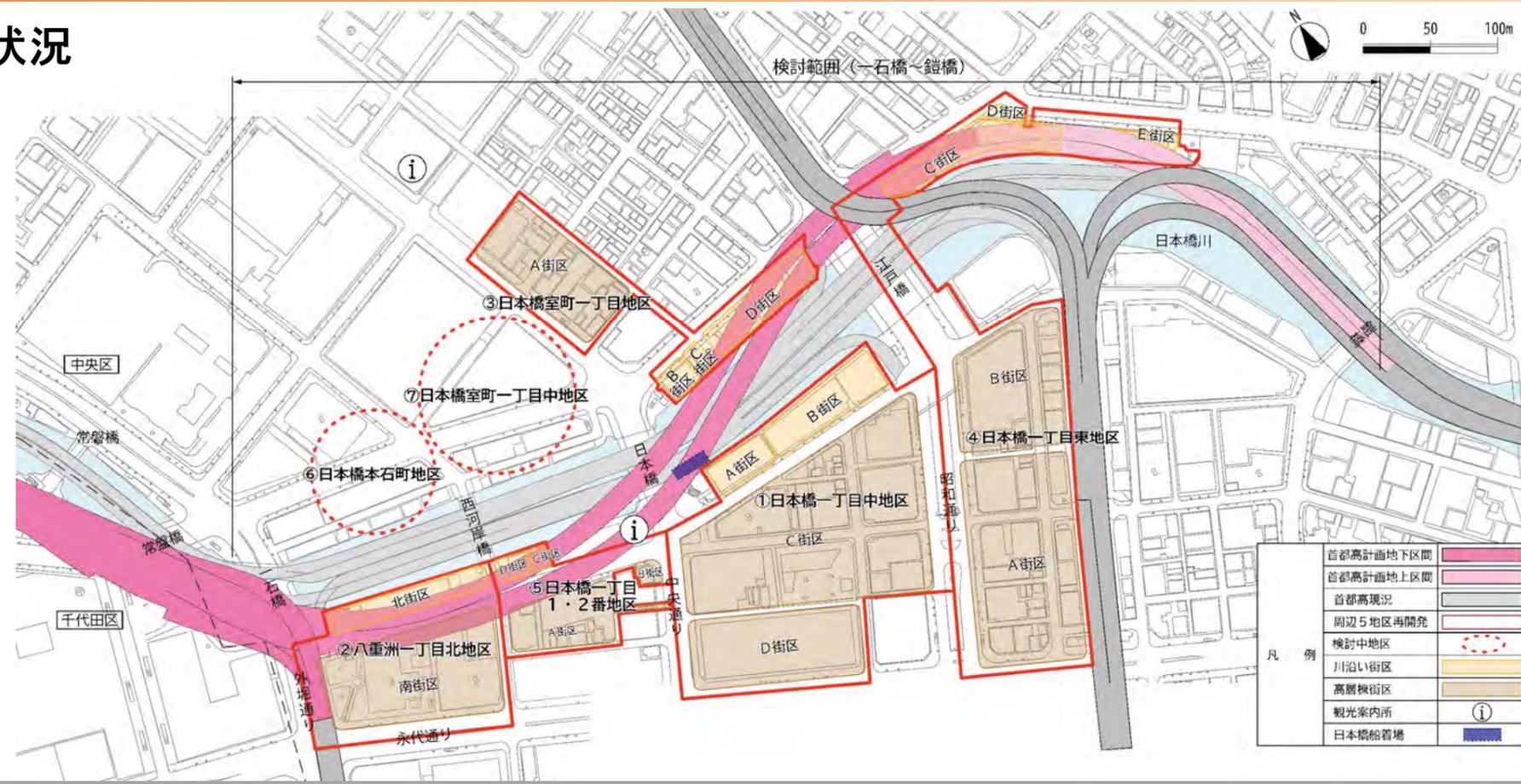
写真③ 料金所撤去完了(江戸橋入口)

■今後の工事予定

- ・地下ルート構築のため、トンネル等に関する工事を発注し、工事契約手続き等を行ったうえで工事着手する予定

3. 日本橋川沿いにおける5地区の市街地再開発事業について

■5地区等の進捗状況



5地区等の事業スケジュール

※現時点での想定であり、今後変更の可能性があります。

①日本橋一丁目中地区	
準組設立	平成26年 4月
都市計画決定	平成30年 3月
組合設立(事業認可)	平成30年12月
権利変換計画認可	令和 2年 5月
解体工事着工	令和 2年11月
本体工事着工	令和 3年12月
■今後の予定	
・竣工	令和 7年度

②八重洲一丁目北地区	
準組設立	平成27年 7月
都市計画決定	令和元年10月
組合設立(事業認可)	令和 3年11月
■今後の予定	
・権利変換計画認可	令和 5年 4月
・解体工事着工	令和 5年 5月
・本体工事着工	令和 6年度
・竣工	令和14年 10月

③日本橋室町一丁目地区	
準組設立	平成24年12月
都市計画決定	令和元年10月
■今後の予定	
・組合設立(事業認可)	令和 4年度
・権利変換計画認可	令和 5年度
・解体工事着工	令和 5年度
・本体工事着工	令和 6年度
・竣工	令和12年度以降

④日本橋一丁目東地区	
準組設立	平成25年 7月
都市計画決定	令和 4年 3月
■今後の予定	
・組合設立(事業認可)	令和 4年度
・権利変換計画認可	令和 5年度
・解体工事着工	令和 6年度
・本体工事着工	令和 8年度
・竣工	令和19年度

⑤日本橋一丁目1・2番地区	
準組設立	平成27年 7月
■今後の予定	
・都市計画決定	令和 4年度
・組合設立(事業認可)	令和 5年度
・権利変換計画認可	令和 7年度
・解体工事着工	令和 8年度
・本体工事着工	令和 9年度
・竣工	令和16年度

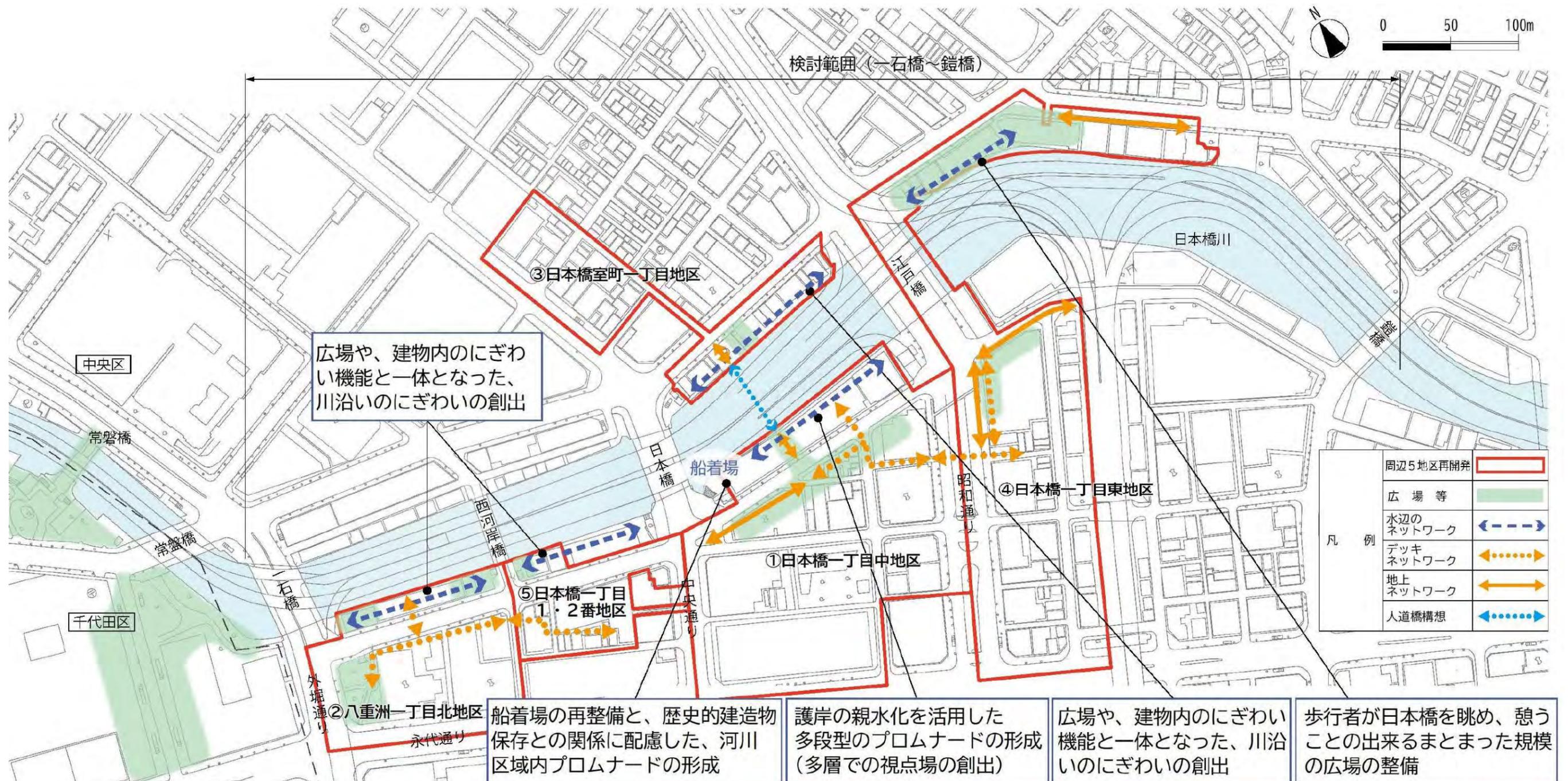
⑥日本橋本石町地区	
まちづくり検討会(地元組織)にて検討中	

⑦日本橋室町一丁目中地区	
まちづくり検討会(地元組織)にて検討中	

3. 日本橋川沿いにおける5地区の市街地再開発事業について

■5地区における川沿い空間の主な整備内容について

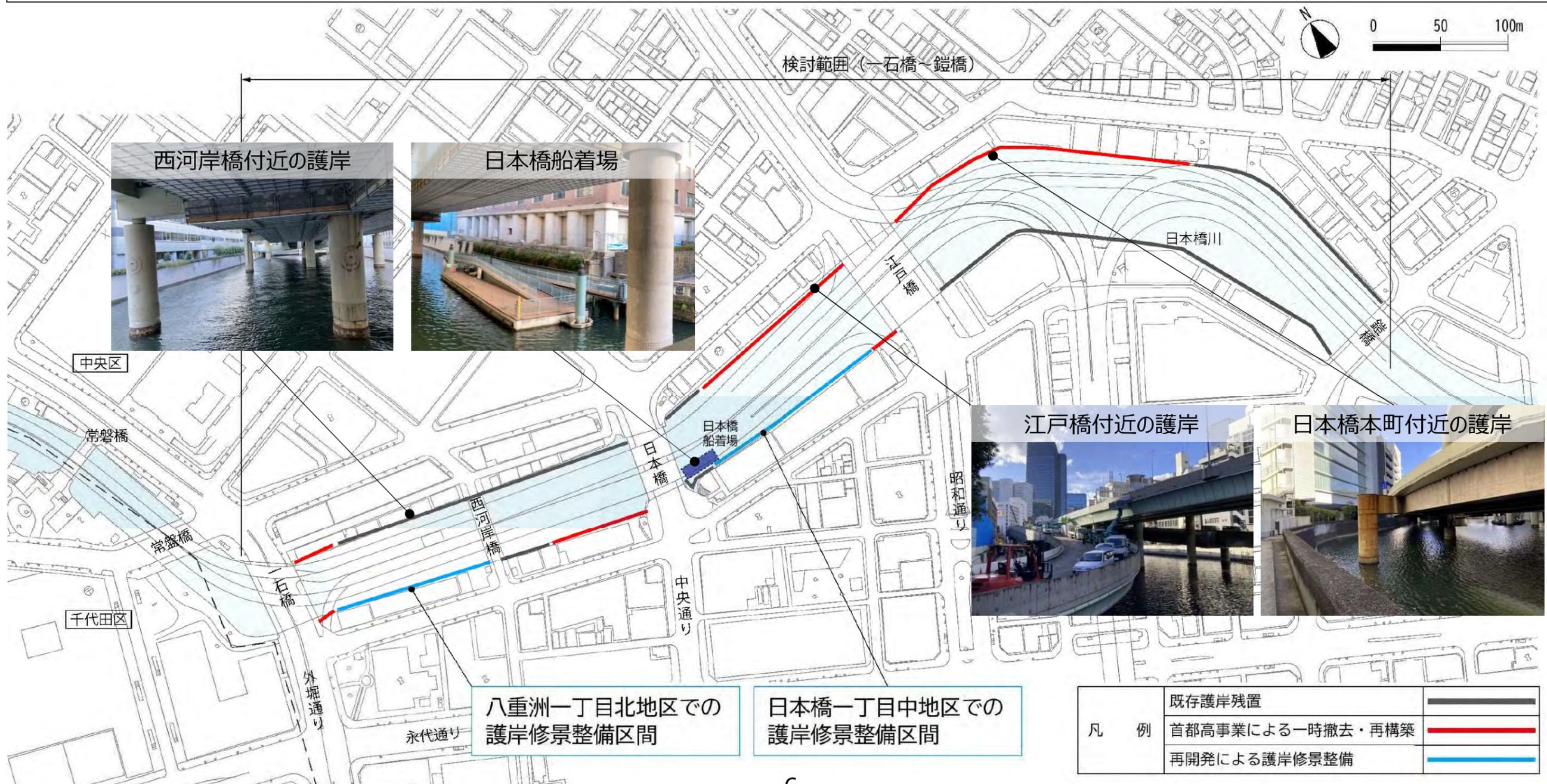
各地区では「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン2021(中央区)」も踏まえ、日本橋川沿いにおいて、にぎわいや多様なアクティビティが表出する空間とするため、水辺・護岸沿いには店舗やオープンスペース等を設けるとともに、幅員2m以上の歩行空間を確保した「水辺のプロムナード」を設け、歩行者が水辺を楽しめる空間づくりを行うこととしています。また、川に近接する区道等においても、幅員構成の見直しや道路表層整備等を行い、快適な歩行者ネットワークの形成を図ることとしています。



4. 各事業に伴う河川関連事業について

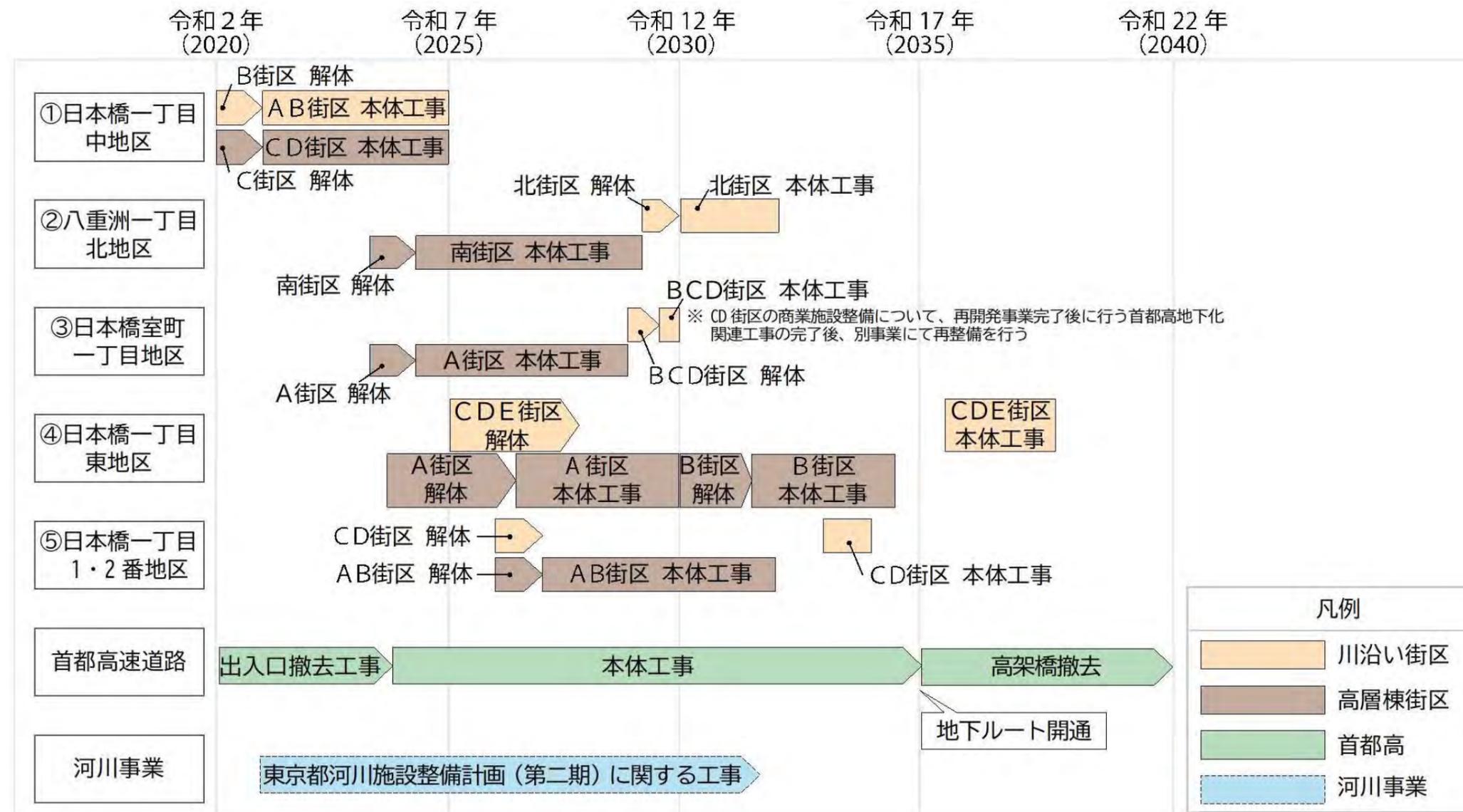
■各事業に伴う護岸・船着場等の整備内容

- ・首都高地下化事業に伴い、一部護岸の一時撤去・再構築(赤線部)、仮受橋脚の設置・撤去や日本橋船着場の仮移設、既存高架橋の撤去を実施予定
- ・日本橋一丁目中地区、八重洲一丁目北地区に面する護岸は、再開発と合わせ護岸修景を実施予定(青線部)
- ・東京都の「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」において、当検討範囲を含む新常盤橋から下流については耐震対策の対象であり、今後照査を実施予定



5. 各事業のスケジュール

■各事業の工事スケジュール



※現時点での想定であり、今後変更の可能性があります。

今後は、様々な事業の工事が輻輳して進んでいくことから、段階的な整備イメージや事業完了後における将来のイメージを共有することが重要と考えています。

また、事業期間中における「まち」のにぎわいを維持していくため、以下の項目(ポイント)について留意する必要があります。

・工事期間中の環境配慮 ・船着場 ・護岸 等